

「居宅介護・重度訪問介護・同行援護」重要事項説明書

本重要事項説明書は、当事業所と指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護に関する利用契約の締結を希望される方に対して、関係省令に基づき、事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを説明するものです。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	1
3. 営業日及び営業時間	2
4. サービス提供日及びサービス提供時間	2
5. 職員の体制	2
6. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
7. サービスのご利用の際にご留意いただく事項	9
8. 虐待の防止について	9
9. 事故発生時の対応方法について	10
10. 秘密の保持と個人情報の保護について	11
11. 苦情等の受付について	12
12. 事業所ご利用の際にご留意いただく事項	13

【令和6年度改定、令和7年2月特定事業所加算Ⅱ】

株式会社 かど家

ケアサポート HIBIKI

当事業所は福岡市の指定を受けています。

事業所番号：4011202118

1. 事業者

事業者名称	株式会社 かど家
代表者氏名	代表取締役 角家 美代香
本社所在地 (連絡先)	〒811-1352 福岡市南区鶴田3丁目21番37号 電話092-986-2940 FAX092-986-2941
法人設立年月日	令和 3年 5月13日

2. 事業所の概要

事業所名称	ケアサポート HIBIKI
事業の目的	株式会社かど家が設置するケアサポートHIBIKI（以下「事業所」という。）において実施する障害者総合支援法に基づく居宅介護等、重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め居宅介護等の円滑な運営管理を図るとともに利用者及び障がい児の保護者（以下「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し利用者等の立場に立った適切な居宅介護等の提供を確保することを目的とする。
運営の方針	1 事業所は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適かつ効果的に行うものとする。 2 居宅介護等の実施に当たっては、利用者等の必要な時に必要な居宅介護等の提供ができるよう努めるものとする。 3 居宅介護等の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し関係市町村他の指定障がい福祉サービス事業者その他福祉サービス又は保健医療サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。 4 前三項のほか、障害者総合支援法（平成17年法律第123号以下「法」という。）及び「福岡市指定障がい福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年福岡市条例第57号）に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。
指定事業所番号	居宅介護・重度訪問介護 4011202118号（令和5年7月1日指定） 同行援護 " （令和6年1月1日指定）
管理者	宮崎 大輔（みやざき だいすけ）
サービス管理責任者	宮崎 大輔（みやざき だいすけ）

事業所所在地	〒811-1352 福岡市南区鶴田3丁目21番36号
連絡先	092-984-0097 (相談担当者 宮崎 大輔)
事業所の通常の事業実施地域	福岡市全域、那珂川市、春日市、糸島市、糟屋郡
サービスの主たる対象者	身体障がい者 知的障がい者 障がい児（18歳未満の身体障害者及び18歳未満の知的障害者） 精神障がい者 難病等対象者
開設年月日	令和5年 7月 1日 (居宅介護・重度訪問介護) 令和6年 1月 1日 (同行援護)

3. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、国民の祝日、5月3日から5日、8月13日から15日、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	午前9時から午後5時までとする。

4. サービス提供日及びサービス提供時間

サービス提供日	日曜日から土曜日までとする。
サービス提供時間	午前0時から午後11時59分までとする。

* 時間帯を問わず、24時間・365日をサービス提供とする。

5. 職員の体制

事業所の管理者	宮崎 大輔 (みやざき だいすけ)
---------	-------------------

(令和5年7月1日現在)

職種	職務内容	人員数
管理者	管理者は、職員の管理、障がい福祉サービス利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている障がい福祉サービスの実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるため必要な指揮命令を行うほか、障がい者及びその家族に対し、その内容等について、必要な説明を行います。	常勤 1人

サービス管理責任者	<p>1 利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、障がい福祉サービスが適切に行われるようアセスメントを実施し、支援の目標を達成するための手順と所要時間を明確にした手順書を作成します。</p> <p>2 利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえ、具体的なサービスの内容等を記載した居宅介護計画・重度訪問介護計画・同行援護計画（以下「居宅介護等計画」という。）を作成します。</p> <p>3 利用者及びその同居の家族に居宅介護等計画の内容を説明し、同意を得て交付します。</p> <p>4 居宅介護等計画の実施状況の把握を行ない、必要に応じて居宅介護等計画の変更を行います。</p> <p>5 指定居宅介護等事業所に対する指定居宅介護等の利用の申込みに係る調整を行います。</p> <p>6 居宅介護等従業者等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。</p> <p>7 居宅介護等従事者に対して、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。</p>	常勤 2人 (うち1名は管理者と兼任)
居宅介護等従業者	<p>1 居宅介護等計画に基づき、居宅介護等サービスを提供します。</p> <p>2 サービス提供後、サービスの提供日、内容、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。</p>	常勤 3人 非常勤 2人

6. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

サービス区分と種類		サービスの内容
居宅介護計画の作成		利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた手順書を作成し、この手順書を元に居宅介護等計画を作成します。
身体介護	食事介助	食事の介助を行います。
	入浴介助・清拭	入浴の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。
	排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
	更衣介助	衣服の着脱の介助を行います。

家事援助	買物	利用者の日常生活に必要な物品の買い物を行います。 預貯金の引出しや預け入れは行いません。
	調理	利用者の食事の用意を行います。
	掃除	利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
	洗濯	利用者の衣服等の洗濯を行います。
通院等介助		<p>○通院等又は官公署並びに指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定特定障がい児相談支援事業への公的手続きや相談のための屋内外における移動等の介助又は通院先での受診等の手続き、移動等の介助を行います。</p> <p>○指定地域移行支援事業所、指定地域定着支援事業所、指定特定相談支援事業所及び指定特定障がい児相談支援事業における相談の結果、見学のために紹介された指定障がい福祉サービス事業所を訪れる場合に、移動等の介助を行います。</p>
重度訪問介護		重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする方に、居宅において入浴・排せつ・食事等の介護サービスや調理・洗濯・掃除等の家事援助、その他の生活全般にわたる見守り等の支援を行います。
同行援護		外出時において、利用者に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護や代読、代筆等を行います。

※ヘルパーの禁止行為

ヘルパーはサービスの提供にあたって次の行為は行いません。

- ①医療行為
- ②利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④利用者の同居家族に対するサービス
- ⑤利用者の日常生活の範囲を超えたサービス（大掃除、庭掃除など）
- ⑥利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑦身体拘束その他利用者の行動を制限する行為
(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑧その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(2) 利用料金

- ・ 提供するサービスについて、厚生労働省の告示の単価による利用料が発生します。

- 利用者の方には、世帯の所得に応じた額（負担上限月額）をご負担ください。ただし、1割相当額の方が低い場合は、その額までのご負担となります。

区分	世帯の収入状況	月額負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般 1	市民税所得割 16(28)万円未満	9,300円 (4,600円)
一般 2	市民税所得割 16(28)万円以上	18,600円

※負担上限月額等に関する詳細については、お住まいの市町村窓口までお問合せください。

※介護給付費等について事業者が代理受領を行わない（利用者が償還払いを希望する）場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給（利用者負担額を除く）を申請してください。

利 用 料 金 表

【居宅介護】

提供時間 内容	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
身体介護	2,713円	271円	4,282円	428円	6,222円	622円	7,091円	709円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		以降30分毎 追加			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7,992円	799円	8,872円	887円	880円	88円		
	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		1時間30分以上 2時間未満	
(身体介護を伴う場合) 通院介助	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額
	2,713円	271円	4,282円	428円	6,222円	622円	7,091円	709円
	2時間以上 2時間30分未満		2時間30分以上 3時間未満		以降30分毎 追加			
	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額	利用料	利用者負担額		
	7,992円	799円	8,872円	887円	880円	88円		

伴 わ な い (身 体 介 護 を) 通 院 介 助	30分未満		30分以上 1時間未満		1時間以上 1時間30分未満		以降30分毎 追加	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
	1,123円	112円	2,088円	208円	2,915円	291円	731円	73円
家 事 援 助	30分未満		30分以上 45分未満		45分以上 1時間未満		1時間以上 1時間15分未満	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額
	1,123円	112円	1,621円	162円	2,088円	208円	2,533円	253円
	1時間15分以上 1時間30分未満		1時間30分以上 1時間45分未満		以降15分毎 追加		/	
	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額	利用料	利用者 負担額		
	2,915円	291円	3,296円	329円	371円	37円		

【重度訪問介護】

①重度障害者等の場合

サービス 時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分 未満	2時間30分 以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分 未満	3時間30分 以上 4時間未満
利用料	2,268円	3,381円	4,494円	5,618円	6,741円	7,854円	8,967円
利用者 負担額	226円	338円	449円	561円	674円	785円	896円

②障害支援区分6に該当する方の場合

サービス 時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分 未満	2時間30分 以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分 未満	3時間30分 以上 4時間未満
利用料	2,141円	3,190円	4,240円	5,300円	6,360円	7,409円	8,469円
利用者 負担額	214円	319円	424円	530円	636円	740円	846円

③その他

サービス 時間	1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	1時間30分 以上 2時間未満	2時間以上 2時間30分 未満	2時間30分 以上 3時間未満	3時間以上 3時間30分 未満	3時間30分 以上 4時間未満
利用料	1,971円	2,936円	3,911円	4,886円	5,861円	6,826円	7,801円
利用者 負担額	197円	293円	391円	488円	586円	682円	780円

【同行援護】

サービス時間	30分未満	30分以上1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 2時間未満
利用料	202円	320円	462円	531円
利用者負担額	2,024円	3,201円	4,621円	5,310円
サービス時間	2時間以上 2時間30分未満	2時間30分以上 3時間未満	3時間	以後30分増すごとに 加算
利用料	599円	669円	738円	69円
利用者負担額	5,999円	6,699円	7,388円	699円

- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、居宅介護等計画に位置づけた時間数によるものとします。なお、計画時間数と実際にサービス提供に要した時間が大幅に異なる場合は、居宅介護等計画の見直しを行ないます。
- ※ サービス提供を行う手順書等により、区が2人派遣を認めた場合は、利用者の同意のもとヘルパー2人を同時派遣しますが、その場合の費用は2人分となり、利用者負担額も2倍になります。
- ※ 利用者の体調等の理由で居宅介護等計画に予定されていたサービスが実施できない場合、利用者の同意を得てサービス内容を変更することができます。この場合、事業者は変更後のサービス内容と時間により利用料金を請求いたします。
- ※ 通院等のための乗車・降車の介助を行うことの前後に連続して相当の所要時間(20~30分程度以上)を要しつつ食事や着替えの介助、排泄介助など外出に際しての身体介護を行う場合には、「通院介助(身体介護を伴う場合)」を算定します。
- ※ 「通院介助(身体介護を伴う場合)」の前後において、居宅における外出に直接関係しない身体介護(例:入浴介助、食事介助など)に30分~1時間以上を要しつつ当該身体介護が中心である場合には、通算して「身体介護」を算定します。
- ※ 介護給付費等について事業者が代理受領を行わない(利用者が償還払いを希望する)場合は、介護給付費等の全額をいったんお支払いただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に介護給付費等の支給(利用者負担額を除く)を申請してください。
- ※ 利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合(利用者負担額が上限額を超えた場合(利用者負担額上限額管理結果票の利用者負担上限額管理結果欄が「一般」の場合)に限る)は、以下の料金が加算されます。
- ※令和7年2月1日より、『特定事業所加算Ⅱ』対応事業所となり、単位数の10%が加算されます。

初回加算	1月につき、2,120円を加算
------	-----------------

利用者負担上限額管理加算 (月一回を限度)	1月につき、1,590円を加算
----------------------------------	-----------------

特定事業所加算Ⅱ	単位数の10%を加算
-----------------	------------

(3) その他の費用について

①交通費	居宅介護等	事業所より 10km未満 0円 10km以上 500円/片道
	重度訪問介護	事業所より 10km未満 0円 10km以上 1,000円/片道
		サービスの利用をキャンセルする場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記よりキャンセル料を請求させていただきます。
②キャンセル料	24時間までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	12時間前までにご連絡の場合	1提供あたりの利用料の50%を請求いたします。
	12時間前にご連絡のない場合	1提供あたりの利用料の100%を請求いたします。
※ただし、利用者の病変、急な入院等の場合にはキャンセル料は請求いたしません。		
③サービス提供にあたり必要となる利用者の居宅で使用する電気、ガス、水道の費用	<u>利用者（お客様）の別途負担となります。</u>	
④通院介助等におけるヘルパーの公共交通機関等の交通費		
⑤自費サービス	3,300円/時間あたり	

(4) 利用料金等のお支払い方法

前記(2)及び(3)の費用は、サービスを利用した月の翌月15日までに利用月分の請求書をお届けします。サービス提供の記録と内容を照合の上、請求月の末日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用状況に基づいて計算した金額とします。)

- | |
|----------------------------|
| ア. 窓口での現金支払 |
| イ. 下記指定口座への振り込み |
| 福岡銀行 那珂川支店 普通預金 0976321 |
| 口座名義人 株式会社かど家 代表取締役 角家 美代香 |
| ウ. 利用者指定口座からの自動振替 |

お支払いを確認しましたら、領収書をお渡ししますので、保管をお願いします。
また、介護給付費等について市町村より給付を受けた場合は、受領通知をお渡ししますので、保管をお願いします。

7. サービスのご利用の際にご留意いただく事項

(1) 受給者証の確認

受給者証に記載された「住所」、「利用者負担額」、「支給量」など「受給者証」の記載内容に変更があった場合は速やかに職員にお知らせください。また、職員が「受給者証」の確認をさせていただく場合には、ご提示くださいますようお願いします。

(2) 個別支援計画の作成

確認した支給決定内容に沿って、利用者及び家族の意向に配慮しながら個別支援計画を作成します。作成した個別支援計画については、案の段階で利用者又は家族に内容を説明し、利用者の同意を得た上で交付いたします。

(3) 個別支援計画の変更等

個別支援計画は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。

(4) サービス実施記録の確認

サービス実施日時及び実施したサービス内容などを記録し、利用者にその内容のご確認をいただきます。内容に、間違いやご意見があればいつでもお申し出ください。

なお、個別支援計画及びサービス提供ごとの記録は、サービスを提供した日から5年間保存します。

(5) 利用者の記録や情報の管理、開示について

当事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。

なお、開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。

(6) 心身の状況の把握

指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

(7) 連絡調整に対する協力

居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は相談支援事業を行うものが行う連絡調整にできる限り協力します。

(8) 他の指定障害福祉サービス事業者等との連携

指定居宅介護の提供に当り、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。

8. 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、「障害者虐待の防止、障害者

の養護者に対する支援等に関する法律（平成 23 年法律第 79 号）」を遵守するとともに、下記の対策を講じます。

※R3 年度介護報酬改定により、虐待の防止に関する措置を講じることが R6.4.1 より義務化

- ① 虐待防止に関する担当者及び責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理者 宮崎 大輔
-------------	-----------

- ② 成年後見制度の利用を支援します。
③ 苦情解決体制を整備しています。
④ 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するため年次計画により研修を実施しています。

9. 緊急時および事故発生時の対応方法について

利用者に対するサービスの提供により緊急時対応および事故等が発生した場合は、緊急時連絡先への連絡、県、市町村への対応を行うとともに必要な措置を講じます。

〈公的連絡先一覧〉

福岡市東区福祉・介護保健課 健康課	092-645-1067 092-645-1079
福岡市博多区福祉・介護保険課 健康課	092-419-1079 092-419-1092
福岡市中央区福祉・介護保険課 健康課	092-718-1100 092-761-7339
福岡市城南区福祉・介護保険課 健康課	092-833-4102 092-831-4209
福岡市早良区福祉・介護保険課 健康課	092-833-4353 092-851-6015
福岡市西区福祉・介護保険課 健康課	092-895-7064 092-895-7074
福岡市南区福祉・介護保険課 健康課	092-559-5121 092-559-5118
那珂川市障がい者支援課 健康課	092-953-2211 092-953-2211
春日市福祉支援課障がい福祉担当 春日市福祉高齢課高齢者支援担当 健康課	092-584-1127 092-584-1122 092-501-1135
糸島市人権福祉部福祉支援課 糸島市介護・高齢者支援課 健康福祉部健康づくり課	092-332-2073 092-332-2070 092-332-2069
粕屋町介護福祉課	092-938-2311
志免町福祉課	092-935-1001
宇美町健康福祉課	092-934-2278

〈事業所窓口〉

担当者 宮崎 大輔	月曜日から金曜日 9時から17時 092-984-0097 080-7281-6544 《24時間対応》
--------------	--

また、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

【当事業所は、下記の損害賠償保険に加入しています。】

保険会社名 損害保険ジャパン株式会社

保険名 ウォームハート

保障の概要 居宅サービス・居宅介護等支援事業者等補償

被害者対応、事故対応、経済的損失、徘徊時受託貴重品などの賠償に備える

10. 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「福祉事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。○ 事業者及び事業者の使用者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。○ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。○ 事業者は、従業者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
②個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">○ 事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の障害福祉サービス事業者等に、利用者の個人情報を提供しません。また、利用者の家族の個人情報についても、当該利用者の家族からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で使用する等、他の福祉サービス事業者等に利用者の家族の個人情報を提供しません。○ 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。○ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11. 苦情等の受付について

提供したサービスに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。

事業者の窓口 担当者 宮崎 大輔	所在地 福岡市南区鶴田3丁目21番36号 電話番号 092-984-0097 受付時間 月曜日から金曜日 9時から17時
市町村の窓口 ①福岡市障がい福祉課 ②春日市福祉支援課障がい福祉担当 ③那珂川市障がい者支援課 ④糸島市人権福祉部福祉支援課 ⑤粕屋町介護福祉課 ⑥志免町福祉課 ⑦宇美町健康福祉課	①所在地 福岡市中央区天神1丁目8-1 電話番号 092-711-4249 ファックス番号 092-711-4818 ②所在地 春日市原町3-1-5 電話番号 092-584-1127 ファックス番号 092-5841154 ③所在地 那珂川市西隈1-1-1 電話番号 092-953-2211 ファックス番号 092-953-2312 ④所在地 糸島市前原西1-1-1 電話番号 092-332-2073 ファックス番号 092-321-1139 ⑤所在地 糜屋郡粕屋町駕与丁1-1-1 電話番号 092-938-2311 ファックス番号 092-938-3150 ⑥所在地 糜屋郡志免町志免中央1-1-1 電話番号 092-935-1001 ファックス番号 092-935-9459 ⑦所在地 糜屋郡宇美町宇美5-1-1 電話番号 092-934-2278 ファックス番号 092-933-7512
公的団体の窓口	福岡県運営適正化委員会 所在地 〒816-0804 福岡県春日市原町3丁目1番地7 (社会福祉法人福岡県社会福祉協議会) 電話番号 092-915-3511 ファックス番号 092-584-3790 受付時間 月～金(祝日を除く) 9:00～17:00

12. 事業所のご利用の際にご留意いただく事項

感 染 症 対 策	利用者がインフルエンザ等の他者に感染する疾病であることを、医師が診断した場合、医師の完治連絡が出るまで事業所利用はできません。
設備・器具の利用	事業所内の設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損が生じた場合、賠償していただくことがあります。
貴重品の管理	貴重品は、利用者の責任において管理していただきます。自己管理のできない利用者につきましては貴重品を事業所に持ち込まないようお願いします。
喫 煙	喫煙は決められた時間に決められた場所でお願い致します。
宗教活動・政治活動 営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

法人及び代表者名 株式会社 かど家 代表取締役 角家 美代香
事業者住所 福岡市南区鶴田3丁目21番36号
事業者名 ケアサポート HIBIKI
管理者名 宮崎 大輔

説明者職名 氏名 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定居宅介護・重度訪問介護・同行援護の提供開始に同意しました。

令和 年 月 日

利用者住所 氏名 印

代理人住所 氏名 印
(続柄 :)